



MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikai.net

Vol.29-7 2018.7.4

経営革新サマーセミナーのお知らせ

「経営革新サマーセミナー」を下記の通り開催予定です。外部講師として、株式会社日本M&Aセンター 企業戦略部 副部長 金子義典 様をお招きし、事業承継としてのM&Aについて、分散した株式のとりまとめ

日時:2018年8月30日(木)15:00~17:40

場所:茅野市民館2Fコンサートホール

セミナー内容

『事業承継としてのM&A

~具体的な手順とベストな相手の選び方~』

株式会社日本M&Aセンター 金子 義典 氏

諏訪生まれ、伊那育ちのM&Aプロフェッショナル

長野県内の企業の存続と発展に対する情熱は人一倍強い。



方、各ステップのポイント、後継者の選方等をご講話いただく予定です。

セミナー終了後に納涼会を行います。セミナーと合わせて多くの方のご参加を心よりお待ちしております。詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。

経営者塾 第2回開講 お礼



6月20日(水)当事務所研修室において、経営者塾第2回『会社経営と税金』を開講致しました。「そもそも税金って何?」・「税務調査とは?」を軸にみなさまの納めている主な税金・税務調査でよくある指摘事項等など参考事例を用いてお話しをさせていただきました。

税金の構造を理解して自社にとって有利となるよう会社の業績・納税金額を把握することに少しでも役立てていただけましたら幸いです。

経営者塾 第3回参加者募集

当事務所研修室において9月19日(水)16:00より第3回経営者塾(最終回)『会社を伸ばす計画づくり~資金繰りに苦労しない財務戦略~』を開催致します。中小企業が金融機関に融資の申し込みをした時に、金融機関が自社の決算書をどのような基準で評価しているのかを知ることは、企業経営にとって重要なポイントの一つです。金融機関の見方とそれを基にどのような財務戦略が必要かお話しいたします。

また、終了後懇親会の開催を予定しております。参加申し込みは随時受け付けておりますので、お気軽にお問合せ下さい。詳細につきましてはチラシをご覧ください。

第1回	第2回	第3回
4月11日(水)	5月20日(水)	9月19日(水)
決算書の読み方 活かし方	会社経営と 税金	会社を伸ばす 計画づくり

新・事業承継税制がわかる！Ⅱ

平成30年度税制改正で抜本的に拡充された“今話題の事業承継税制”。時限措置として新たに設けられた新制度の概要、適用要件、注意点などの重要ポイントを数回にわたり解説していきます。

「事業承継税制」が、今後10年間に限って大きく拡充されます！

※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

前号では制度改正の背景や変更点をご紹介いたしました。今号より具体的に制度を利用するためのポイントをご説明いたします。(シンプルにご説明するため詳細を省いているものもございます。詳細につきましてはご相談ください。)

【1】特例事業承継税制の適用を受けるには

この税制は時限立法です。平成35年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出し、平成39年12月31日までに承継を行う必要があります。5年以内に計画を提出し、10年以内に承継を完了することが求められています。計画書の提出期限までに行える限り早く計画を提出することにより、猶予期間を利用し、先代経営者は腰をすえて教育など後継者への承継施策を行うことができます。

【2】特例事業承継税制の条件

事業承継税制を利用するためには、以下の4つの条件を満たす必要があります。

- ①先代経営者・後継者の条件
- ②会社の条件
- ③適用開始してから5年間の条件
- ④免除になるための条件

本号では①・②について解説いたします。

(③・④につきましては次号掲載予定です。)

①先代経営者・後継者の条件

先代経営者：会社の代表者であったこと、会社の筆頭株主であったこと

承継者・後継者：会社の代表者になること、会社の筆頭株主になること。

※後継者に株式を贈与する際には、後継者が3年以上取締役であることが条件になります。

②会社の条件

適用対象となる会社は、下表1に記した業種に応じて資本金の額または従業員数のいずれかに該当している会社となります。加えて上場会社・風俗営業会社でない、従業員が1人以上ある、資産保有型会社等ではないことに該当している必要があります。

※適用対象となる「会社」の範囲

株式会社、特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社、農業経営を営む法人など会社法上の会社が対象(税理士法人、医療法人、社会福祉法人等は対象外)

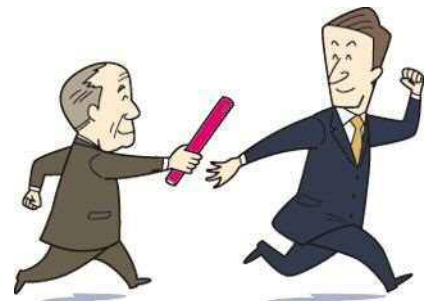


表1. 事業承継税制の適用対象となる中小企業

業種	資本金	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。



①先代経営者・後継者の条件と②会社の条件を満たせばこの制度を利用することが可能です。(③・④については適用開始後、納税猶予等を受けるための条件となります。)法人が所在する都道府県へ申請を行い、認定を受けることが必要となります。

Q 住民税とは？

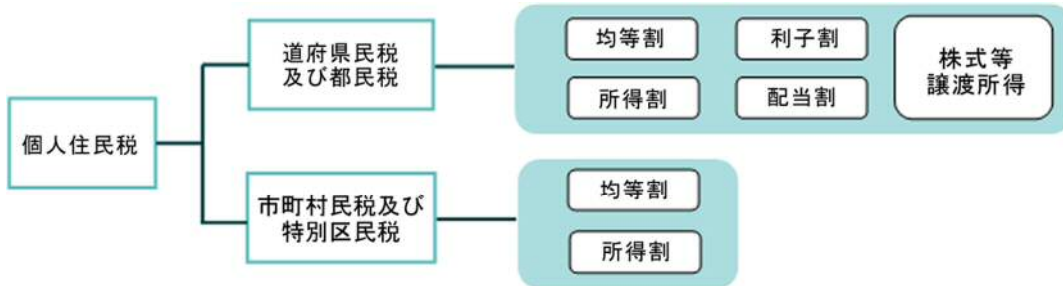
1. 住民税とは？

住民税とは、市町村民税・道府県民税の総称で、1月1日時点の住所地に納付する税金です。（東京都の場合、市町村民税は23区では特別区民税となり、道府県民税は都民税となっています。）



2. 住民税の区分

住民税には、個人に課す「個人住民税」と法人に課す「法人住民税」があります。また、個人住民税には、所得金額に応じて課税される「所得割」と定額で課税される「均等割」があります。所得割は、所得がなければ課税されませんが、均等割は、所得がなくても一定の金額が課税されます。さらに、上記の他に利息の支払いを受けた場合に課税される「利子割」、配当の支払いを受けた場合に課税される「配当割」、株式などの譲渡所得に課税される「株式等譲渡所得割」があります。



Q ふるさと納税とは？

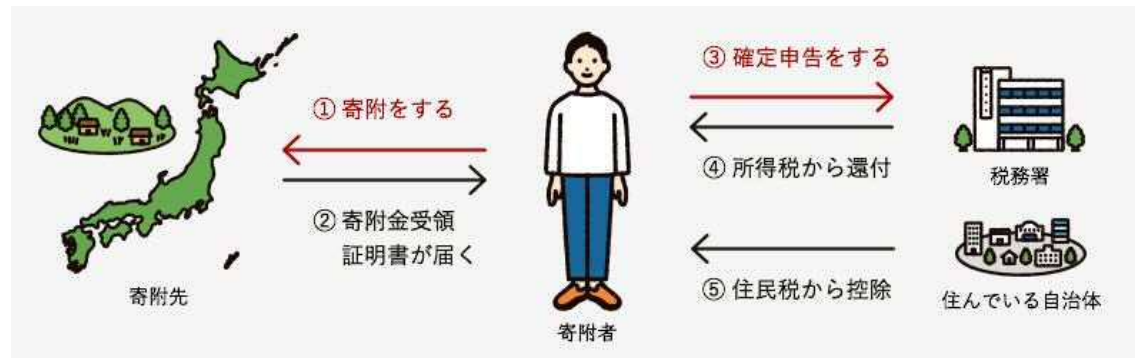
1. ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられます。多くの自治体では地域の名産品などのお礼の品も用意されており、寄附金の「使い道」が指定でき、お礼の品もいただける魅力的な仕組みです。

2. ふるさと納税創設の背景

住民税は、住所地の自治体に寄付するため、地方で育ち、都市部で就職した人などは、成長するまで地方で行政サービスを受け、住民税は、都市部で納めることになり、地方の自治体には、行政サービスの費用としての税収が入りません。この状態を少しでも解消しようと「ふるさと納税」の制度が設けられました。

3. ふるさと納税の基本的なしくみ



スマホ申告

平成30年分の所得税の確定申告から、e-Taxで申告する方式が下の2通りになります。

マイナンバーカード方式

マイナンバーカード・ICカードリーダーライターを使用する方式

ID・パスワード方式

税務署でID・パスワードを取得する方式

ID・パスワード方式なら
スマホで申告できます



マイナンバーカード方式は従来からある方式ですが、マイナンバーカードの取得が手間であることから普及途上にあります。新たに利用可能となる**ID・パスワード方式**は、暫定的にマイナンバーカードがなくても税務署でID・パスワードを取得すればe-Taxでの申告が可能になります。またこの**ID・パスワード方式**を利用すればスマホで申告することが可能になります。

ID・パスワード方式を利用するための手続き

① ID・パスワード方式の申請

税務署で職員との対面による本人確認の後、ID・パスワードが即日発行されます。確定申告時期に限らず、いつでも発行可能です。本人確認の際、運転免許証等の本人確認書類が必要です。

② 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」へアクセス

画面に従って入力し、申告書を作成します。パソコン・スマホ・タブレット端末のいずれも利用可能です。

③ 「確定申告書作成コーナー」からe-Taxで申告書を送信

①で取得したID・パスワードを利用してe-Taxで送信すれば申告完了です。源泉徴収票などの添付書類は提出不要で、本人保管となります。



(北原隆幸)

職員コラム ～ 癒やし ～

中村良江

毎日の朝礼ではテーマを決めて三分間スピーチを行っています。今のテーマは「癒やし」なのですが、6月初旬に辰野のホテルを30年ぶりに見に行きまして、まさに癒やされる時間を堪能してきました。日頃の忙しさや情報に翻弄される日々ですが、そんな日常から隔離されて、幻想的な光に包まれるすばらしい時間でした。ホテルの出現ピークに合わせて行ったのですが、その日は5千匹以上のホテルの乱舞が見られました。今年の最高日は6千匹以上だったそうです。



自然から受けるパワーというのは、人工的なものには代えがたいものがあります。ホテルの小さな体から発せられる光はまさにそれだと思います。清少納言の『枕草子』でも「夏は夜。月のころはさらなり、闇もなほ、ほたるの多く飛びちがひたる。」と書かれており、今も昔もホテルの光を愛でる気持ちは変わらないのだと改めて感じた次第です。きっと清少納言も、ホテルの光に心の潤いを得ていたに違いありません。私もじっくりと心の洗濯ができました。パソコンやスマホを見つめることの多い現代人。たまにはぼーっと野外で風景を眺めたり、夜の月や星空を眺めることも大切と切に感じました。今度、私が行ってみたいのは阿智村の「天空の楽園 日本一の星空ナイトツアー」です。是非参加してご紹介したいです。

